

前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## インボイス制度について( NO. 2 )

令和5年10月1日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなるため、仕入れを行う相手業者の選別が行われる可能性があります。免税事業者は適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択するかどうかの検討が必要です。

### 自社が課税事業者の場合

#### 売手側への影響

既に課税事業者であっても、インボイスを発行するためには「適格請求書発行事業者」に登録する必要があります。登録を行わなければ、インボイスを発行することができず、自社から商品やサービスを購入する事業者が仕入税額控除を受けられないこととなり、取引に影響を及ぼす可能性があります。

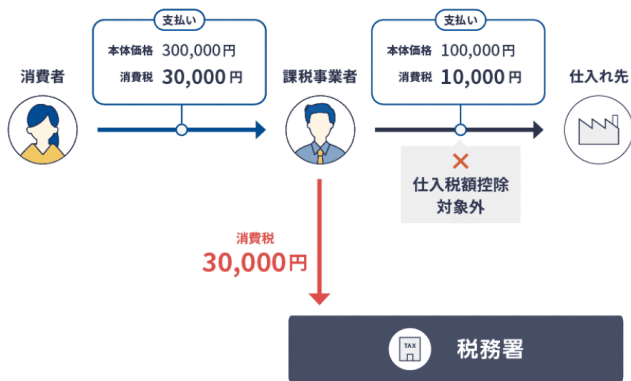
#### 買手側への影響

インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでないと仕入税額控除ができなくなります。つまり、適格請求書発行事業者でない取引先(免税事業者や、登録をしていない課税事業者)からの仕入れを続けると**自社が負担する消費税額が増えることとなります。**

### 自社が免税事業者の場合

これまでは買い手側は、免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度導入後は、**免税事業者からの仕入れでは仕入税額控除を受けられない**ため、免税事業者からの仕入れを控える動き等が起こる可能性があります。免税事業者のままでは適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうか検討が必要です。

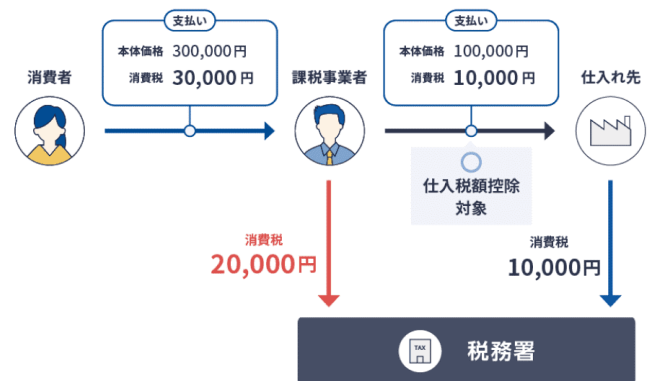
#### 仕入先が適格請求書発行事業者ではない場合



つまり・・・仕入税額控除ができなくなる



#### 仕入先が適格請求書発行事業者の場合



つまり・・・売上時の消費税が、従来通り仕入税額控除が可能



### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の事項が記載された帳簿および請求書等を保存して入れば、部分的に仕入税額控除が可能です。しかし、**一定期間経過後は仕入税額控除が一切できなくなります。**

期間	控除対象額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額 × 80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額 × 50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除不可